

入居者の自己負担金一覧表（令和4年10月～）

社会福祉法人 大牟田市福祉事業協会
特別養護老人ホーム 昌普久苑

(31日の場合)

(単位：円/月)

	区分	介護		看護体制加算(I・II)		個別機能訓練加算(I・II)		栄養マネジメント強化加算		サービス提供体制強化加算		夜勤職員配置加算		食費		居住費		合計
		1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	
要介護1	第二段階													390	12,090	820	25,420	60,067
	第三段階①	652	20,212	19	589	12	372 +20	11	341	6	186	27	837	650	20,150	1,310	40,610	83,317
	第三段階②													1,360	42,160	1,310	40,610	105,327
	第四段階													1,445	44,795	2,006	62,186	129,538

	区分	介護		看護体制加算(I・II)		個別機能訓練加算(I・II)		栄養マネジメント強化加算		サービス提供体制強化加算		夜勤職員配置加算		食費		居住費		合計
		1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	
要介護2	第二段階													390	12,090	820	25,420	62,175
	第三段階①	720	22,320	19	589	12	372 +20	11	341	6	186	27	837	650	20,150	1,310	40,610	85,425
	第三段階②													1,360	42,160	1,310	40,610	107,435
	第四段階													1,445	44,795	2,006	62,186	131,646

	区分	介護		看護体制加算(I・II)		個別機能訓練加算(I・II)		栄養マネジメント強化加算		サービス提供体制強化加算		夜勤職員配置加算		食費		居住費		合計
		1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	
要介護3	第二段階													390	12,090	820	25,420	64,438
	第三段階①	793	24,583	19	589	12	372 +20	11	341	6	186	27	837	650	20,150	1,310	40,610	87,688
	第三段階②													1,360	42,160	1,310	40,610	109,698
	第四段階													1,445	44,795	2,006	62,186	133,909

	区分	介護		看護体制加算(I・II)		個別機能訓練加算(I・II)		栄養マネジメント強化加算		サービス提供体制強化加算		夜勤職員配置加算		食費		居住費		合計
		1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	
要介護4	第二段階													390	12,090	820	25,420	66,577
	第三段階①	862	26,722	19	589	12	372 +20	11	341	6	186	27	837	650	20,150	1,310	40,610	89,827
	第三段階②													1,360	42,160	1,310	40,610	111,837
	第四段階													1,445	44,795	2,006	62,186	136,048

	区分	介護		看護体制加算(I・II)		個別機能訓練加算(I・II)		栄養マネジメント強化加算		サービス提供体制強化加算		夜勤職員配置加算		食費		居住費		合計
		1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	
要介護5	第二段階													390	12,090	820	25,420	68,654
	第三段階①	929	28,799	19	589	12	372 +20	11	341	6	186	27	837	650	20,150	1,310	40,610	91,904
	第三段階②													1,360	42,160	1,310	40,610	113,914
	第四段階													1,445	44,795	2,006	62,186	138,125

<介護保険負担限度額段階>

第二段階	世帯全員が市民税非課税で前年度の合計所得金額+年金収入額が80万円以下 単身：650万円以下 夫婦1650万円以下
第三段階①	世帯全員が市民税非課税で前年度の合計所得金額+年金収入額が80万円超、120万円以下 単身：550万円以下 夫婦1550万円以下
第三段階②	世帯全員が市民税非課税で前年度の合計所得金額+年金収入額が120万円超 単身：500万円以下 夫婦1500万円以下
第四段階	上記以外の方

※所得の低い方は【居住費/食費】負担額の上限が設定され、全体の利用者負担が軽減されています。

<その他の加算について>

※介護職員処遇改善加算(I)

1か月の利用総単位数(加算含む)×8.3% (1円未満の端数は切り捨て)が上記料金に加算されます

※介護職員ベースアップ等支援加算

1か月の利用総単位数(加算含む)×1.6% (1円未満の端数は切り捨て)が上記料金に加算されます

※医師の食事箋に基づいた療養食(糖尿病食や腎臓病食等)の対象者には療養食加算 6単位/1食を算定いたします。